

岩手県告示第328号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち平成25年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成25年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	4,503円	5,007円	5,618円	6,112円	6,527円	6,741円	6,861円	6,479円	5,811円	4,683円	3,950円	3,950円
最高限度額	12,935円	12,935円	13,634円	16,130円	18,535円	21,911円	24,455円	24,995円	23,171円	19,816円	14,376円	12,935円